

(資料1)

林地台帳の概要

※本資料は、現時点での検討状況を基に作成したものであり、今後、事務レベルの検討会等を経て成案を得ることとしています。

平成28年5月

林野庁計画課

目 次

1 林地台帳の概要

1－1 目的		1
1－2 林地台帳の記載事項		2
1－3 林地台帳に付帯する森林の土地の地図		4
1－4 林地台帳及び地図の公表・情報提供		4
1－5 林地台帳情報の修正の申出		5
1－6 林地台帳及び地図の作成・公表スケジュール		5
1－7 林地台帳の効果		6
1－8 林地台帳の記載内容にかかる検討		7

1. 林地台帳の概要

1-1 目的

- 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、
 - (1) 森林計画制度に基づく遵守命令や森林経営の受委託に係る情報提供等の**市町村事務の的確な実施**
 - (2) 森林組合や林業事業体等の**意欲ある担い手による施業集約化の推進**が重要であるが、**所有者や境界が不明確な森林が大きな課題**。加えて、山村地域における人口減少・高齢化により、**今後、所有者や境界が不明確な森林が更に増加するおそれ**。
- 森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、**情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々**となっており、統一的にまとまった形で整備されていない。
- このため、市町村が、統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することにより、**森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができる**ようにするもの。
- なお、**改正森林法においては平成31年3月まで経過措置。(今後3年の間に整備)**

<改正森林法の概要(林地台帳関係)>

林地台帳の作成

市町村は、地域森林計画の対象となっている民有林について、以下を記載した林地台帳を作成する。

- ① その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- ② その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ その森林の土地の境界に係る測量の実施状況
- ④ その他農林水産省令で定める事項

森林の土地に関する地図

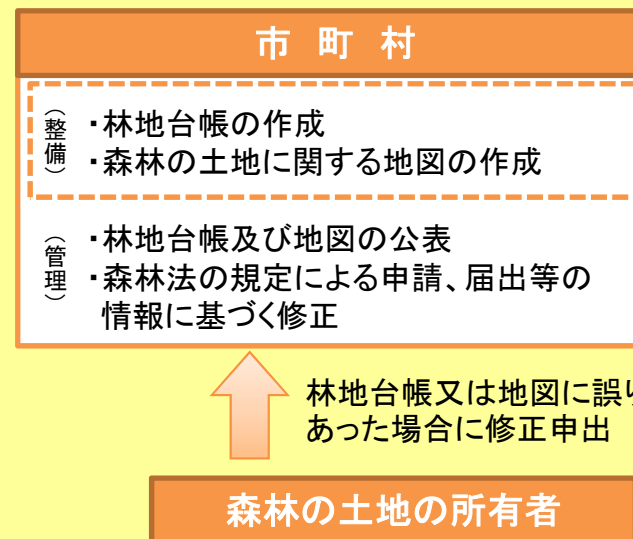
市町村は、森林の土地に関する地図を作成する。

林地台帳及び地図の公表

市町村は、林地台帳の情報(個人の権利利益を害するもの等を除く)及び森林の土地に関する地図を公表する。

森林の土地の所有者による修正申出

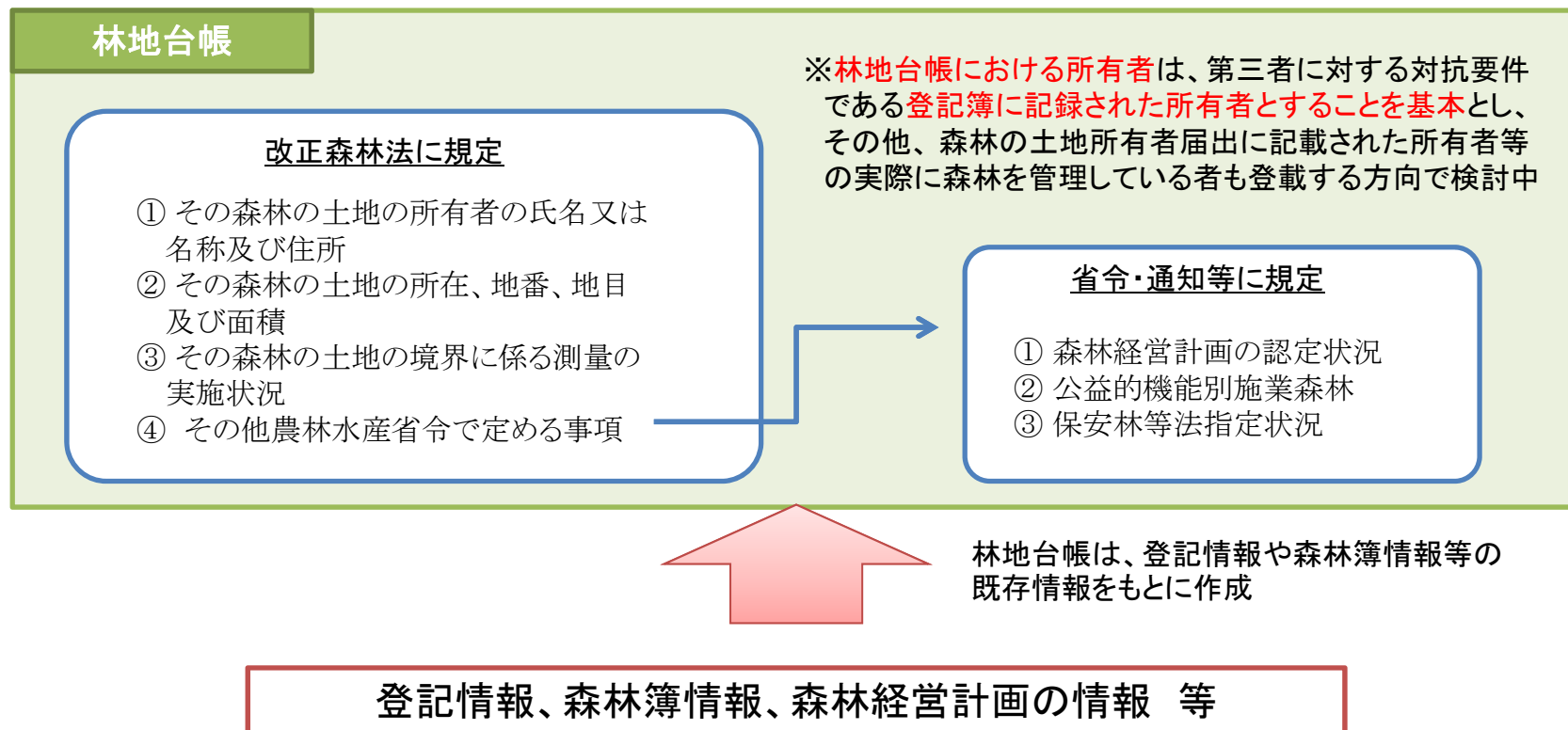
森林の土地の所有者は、林地台帳又は地図に誤りがあった場合、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。



※林地台帳の整備にあたっては、都道府県の支援が不可欠。

1-2 林地台帳の記載事項 ①

- 林地台帳には、**改正森林法に規定されているものに加え、市町村の森林行政事務の円滑化や、森林の施業集約化の効率化に資する情報を記載（省令、通知で規定）。**
- 具体的な情報としては、**森林経営計画の認定状況、保安林等法指定状況**等を想定。（これらはすでに市町村や都道府県が有している情報。）
- 台帳の対象森林は「地域森林計画の対象となっている民有林」とされており、地域森林計画の区域は都道府県が定めていること、森林簿等の関連情報を有していることから、都道府県の全面的な協力を得て行うことが必要。



1-2 林地台帳の記載事項 ②

＜林地台帳の記載事項(案)及びその元となる情報＞

記載事項	所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	登記簿上の所有者			現に所有している者、 所有者とみなされる者				
						氏名・名称	住所	持分割合	氏名・名称	住所	持分割合	記載事由	届出年月日 記載年月日
元となる 情報	登記情報				森林簿 情報	登記情報			森林の土地所有者届出、森林簿情報 等				

境界に係る測量の実施状況				経営の委託を受けた者		森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林		保安林等法指定状況	
地籍調査		境界の確定に資する測量		氏名・名称	住所	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法	保安林	その他制限林
済・未済	実施年月日	済・未済	実施年									
登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画の認定の情報等					森林簿情報			

※背景が灰色は法に定める事項、その他は政省令や通知で定めることを想定している事項

1-3 林地台帳に付帯する森林の土地の地図

- 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進のため、**林地台帳に付帯する地図を作成**。
- 地図は、**地籍図と森林計画図**(都道府県が森林計画作成のために整備している地図)の**活用**が可能。
- 地図整備の具体的な作業は、地域森林計画の区域を定める都道府県の全面的な協力を得て行うことを検討。

1-4 林地台帳及び地図の公表・情報提供

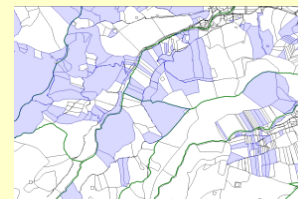
- 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進を図るため、**林地台帳に記載された事項**(公表することにより**個人の権利利益を害するもの等を除く**)及び**地図を公表**。
- **公表**は、市町村の事務所等の**窓口での閲覧**を想定。
- 林地台帳の記載項目のうち、
 - (1) 所有者の氏名・住所は公表しない
 - (2) 以下の場合に限り、氏名・住所を含めた林地台帳の情報を提供する方向で検討中。
 - ・ 所有者本人が、自己所有森林を確認する場合や境界確認のために隣接の所有者を確認する場合
 - ・ 森林組合や林業事業体等の担い手が、施業集約化や間伐の実施等のための働きかけを行う場合

【林地台帳】

- ・ 所有者の情報(氏名、住所)
- ・ 土地の地番、地目、面積
- ・ 測量の実施状況
- ・ 森林経営計画認定状況 等

対象を限って
情報提供

【地図】



市町村の事務所
等に備え付けて
公衆に閲覧

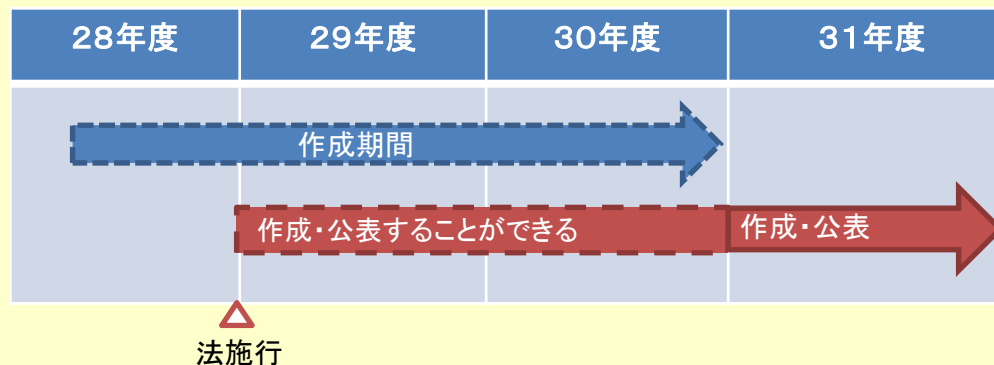
1-5 林地台帳情報の修正の申出

- 所有者は、林地台帳又は地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、市町村に対し、その旨を申し出ることが可能。
- 市町村は、申出のあった林地台帳等の情報を修正するかどうか判断し、結果を所有者へ通知。

1-6 林地台帳及び地図の作成・公表スケジュール

- 今回の改正森林法の施行日は平成29年4月1日としているが、林地台帳の整備にあたっては、十分な準備期間を確保する必要があることから、平成31年3月末まで経過措置を設定（台帳や地図の整備期間は約3年）。

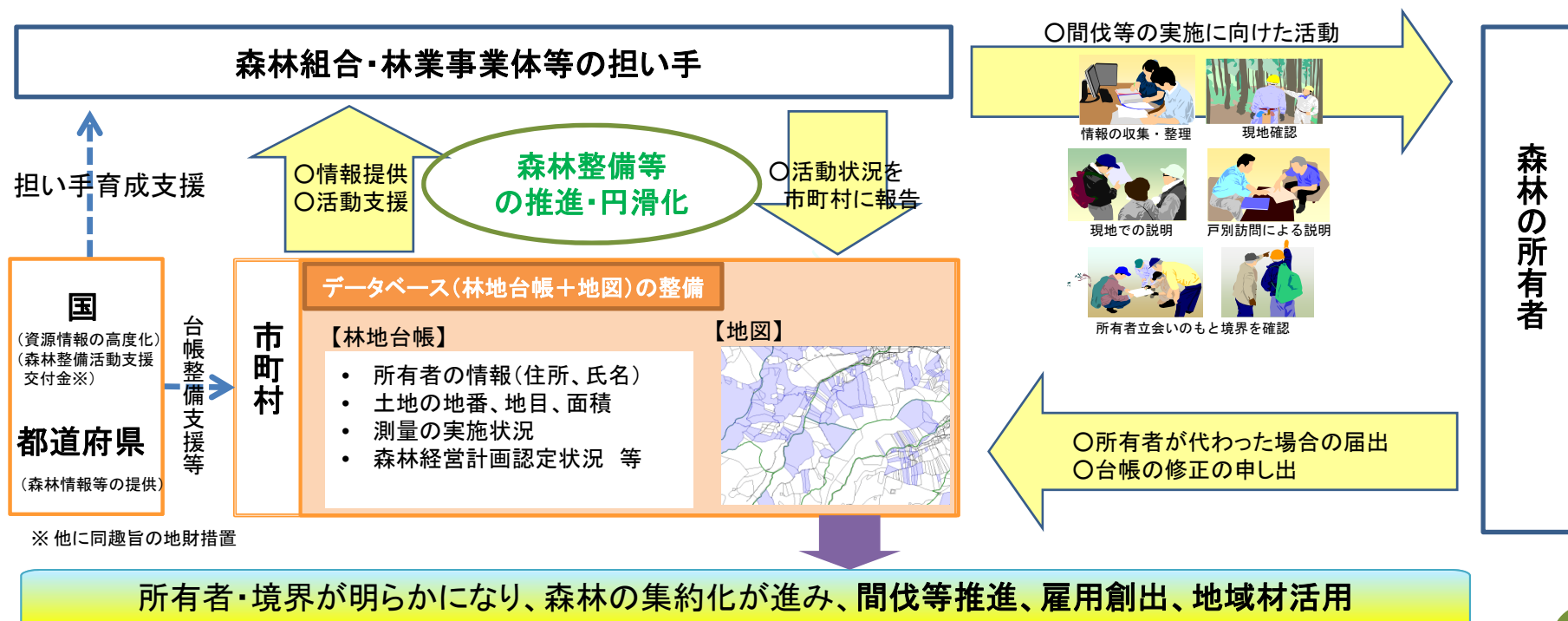
○ スケジュール(案)



1-7 林地台帳の効果

- 林地台帳情報の一部を公表し、**所有者の関心を高め**、記載内容の修正・正確化を促進することと併せて、できるところから所有者・境界の明確化等を進め、**林地台帳の精度を徐々に向上**。
- 林地台帳の整備によって、直ちに境界が確定するものではないが、**所有者情報などをワンストップで入手**できるようになり、**森林組合・林業事業体等による施業集約化の推進**が期待。

- ① **森林の集約化が進み間伐等が可能**となり、**森林が健全化**するとともに、**地域の雇用創出**につながる
- ② **地域材を利用する産業が活性化**し、地方創生につながる
- ③ 所有者・境界が明らかになることで、**伐採・造林の指導監督や災害復旧事業や公共事業等が円滑化**



1-8 林地台帳の記載内容にかかる検討

○林地台帳の記載情報の必要性

- ① 森林の集約化を促進するために必要な情報
- ② 森林行政事務の円滑化に資する情報(所有者の把握、伐採・造林の指導監督、事業の推進等につながる情報)

林地台帳

改正森林法に規定

森林法においては必要最小限の情報を規定。

- ① その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- ② その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ その森林の土地の境界に係る測量の実施状況
- ④ その他農林水産省令で定める事項

今後

さらに集約化を図る上で必要な情報等の具体的内容について規定

省令・通知等に規定

- ① 森林経営計画の認定状況
- ② 公益的機能別施業森林
- ③ 保安林等法指定状況 等

検討

○林地台帳の記載事項(案)の検討の視点

○記載情報の種類

- ・利用者のニーズ
(森林所有者)
(集約化をすすめる林業事業体)

・情報に過不足はないか？

○元となる情報の状況

- ・森林簿や登記簿の状況
- ・電子化された情報の活用

・必要な情報の入手が可能か？

○将来的な精度の担保

- ・申出・更新による精度向上

・効率的な精度の維持や向上の手法は？

○公表の考え方

・氏名、住所の情報を提供する対象は妥当か